

2. 介護認定審査会等の委員の任期の見直しについて

- 平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定した、地方分権改革に関する「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」に記載された介護認定審査会等の委員の任期についての措置を講ずるため、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 6 条及び第 10 条の規定の改正を行うこととした。

- 改正政令の内容は、以下のとおり（別紙 1 も参照のこと）。
 - 1 介護保険法施行令の一部改正
 - 介護認定審査会の委員の任期について、2 年を超え 3 年以下の期間で、市町村が条例で定めることができることとした。（第 6 条第 1 項関係）
 - 都道府県介護認定審査会の委員の任期について、2 年を超え 3 年以下の期間で、都道府県が条例で定めることができることとした。（第 10 条関係）
 - 2 施行期日
 - この政令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行すること。

- また、上記の政令改正に伴い、「介護認定審査会の運営について」（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 6 号厚生労働省老健局長通知）により取り扱われていた介護認定審査会の具体的な運営についても別紙 2 のとおり見直しを行い、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので、十分御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

- なお、以上のことは、「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護認定審査会の運営についての一部改正について（平成 27 年 12 月 16 日老発 1216 第 2 号厚生労働省老健局長通知）」もご参照いただきたい。

介護保険法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（委員の任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とする。</p> <p>。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県介護認定審査会に関する読替え）</p> <p>第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条、<u>第六条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（委員の任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県介護認定審査会に関する読替え）</p> <p>第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。</p>

○ 介護認定審査会の運営について（平成21年9月30日老発0930第6号老健局長通知）

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">介護認定審査会運営要綱</p> <p>1 目的 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。</p> <p>2 認定審査会の構成</p> <p>1) 委員 委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者であり、各分野の均衡に配慮した構成とし、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）が任命する。その際、以下の点について留意する。</p> <p>(1) 委員の任期について 委員の任期は、<u>2年とし、再任することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">介護認定審査会運営要綱</p> <p>1 目的 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。</p> <p>2 認定審査会の構成</p> <p>1) 委員 委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者であり、各分野の均衡に配慮した構成とし、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）が任命する。その際、以下の点について留意する。</p> <p>(1) 委員の任期について 委員の任期は、<u>2年（委員の任期を2年を超え3年以下の期間で市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とし、再任することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>